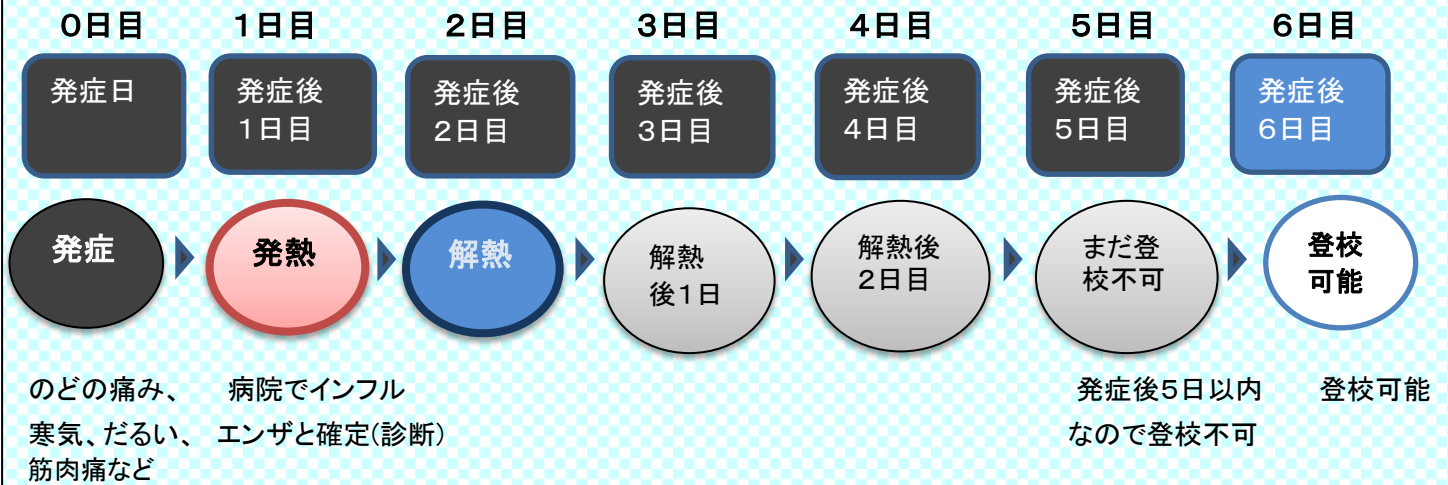


インフルエンザによる出席停止期間について 保健室から

インフルエンザによる出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでです。

(学校保健安全法施行規則第19条 *2012年4月1日改正)

《例えば、発症後2日目に解熱した場合》



《例えば、発症後4日目に解熱した場合》



- 解熱後2日経過し、発症後5日を経過していることが重要な条件となります。
なお、発熱が3日続き、4日目に解熱した場合の登校は、解熱後2日を経過した日、つまり発症後7日目に登校可能となります。

インフルエンザと診断され、学校へ連絡する際は、何型(A型、B型)かを伝えてください。
抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても感染力は、しばらく残っています。
けして無理をせず、体調が回復してから登校させるようにしてください。